

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年8月21日から同年11月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年8月21日、資格喪失日を同年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月21日から同年11月30日まで

申立期間において、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がすべてなかった。平成9年10月分の給与明細書に厚生年金保険料が控除されている記載が有る上、同年11月分の勤務シフト表なども所持しているので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有している、勤務シフト表(平成9年10月21日から同年11月20日までの分)及び会社からの出張通知(同年9月24日から3日間の出張命令)並びに同年10月分(同年9月21日から同年10月20日までの分)の給与明細書により、申立人が、申立ての事業所に勤務し厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、申立人は平成9年8月中旬以降から勤務していたと主張しており、申立期間当時、当該事業所にて申立人を採用し指導していた同僚も、「申立人を平成9年8月ごろ採用し、3か月程度勤務していた。また、当時は、全員、採用後すぐに社会保険の手続きをして給与から社会保険料を控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年8月21日から同年11月20日まで、A事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成9年8月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人が所有する同年10月分の給与明細書に記載されている給与の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の被保険者名簿の整理番号に欠番がないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年11月21日から同年11月30日までについては、社会保険事務所のオンライン記録によると、当該事業所の厚生年金被保険者で、平成6年以降に資格を取得した55名のうち、41名が当該事業所の給与計算日に合わせて21日に資格を取得及び喪失しており、上述の同僚の供述も踏まえると、申立人も他の従業員と同様に、同年11月20日に退職したと考えるのが自然である上、ほかに当該期間の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年4月1日まで

私は、中学校を卒業直後の昭和37年4月1日から、定時制高校に通いながらA事業所で勤務していたのに、厚生年金保険加入日が38年4月1日になっているので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の事業主の妻、上司及び同僚の供述により、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の事業主は既に死亡しており、現事業主は、申立期間当時の厚生年金保険料控除に関する資料は保管しておらず、申立人の申立期間に係る保険料控除については不明であると回答しており、事業主により申立人の給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られない。

また、当時の事業主の妻は「当時、従業員に対し、試用期間のような期間があったように思う。」と供述している上、申立人が記憶する同僚も、「中学校を卒業後すぐに当該事業所へ入社したが、入社後1年以上厚生年金保険の加入記録が無く、その期間は試用期間だったかもしれない。」と供述している。

さらに、上述の上司が、申立人と同様に中学校を卒業後すぐに当該事業所へ入社したとしている別の同僚二人も、社会保険事務所の記録から、入社日から1年1か月後まで厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

加えて、社会保険事務所保管の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。